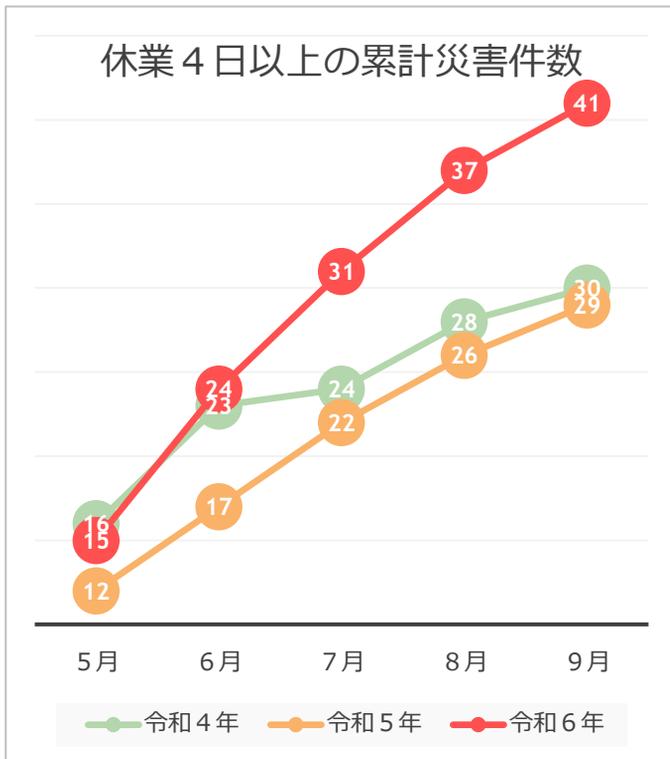


労働災害が急増しています！ 安全対策の強化をお願いします

向島労働基準監督署管内の陸上貨物運送業での労働災害が急増しています。このリーフレットを参考に安全対策を図ってください。



9月末日時点

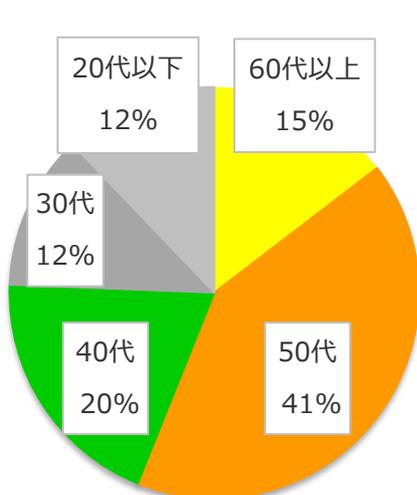
令和5年 29件

令和6年 41件

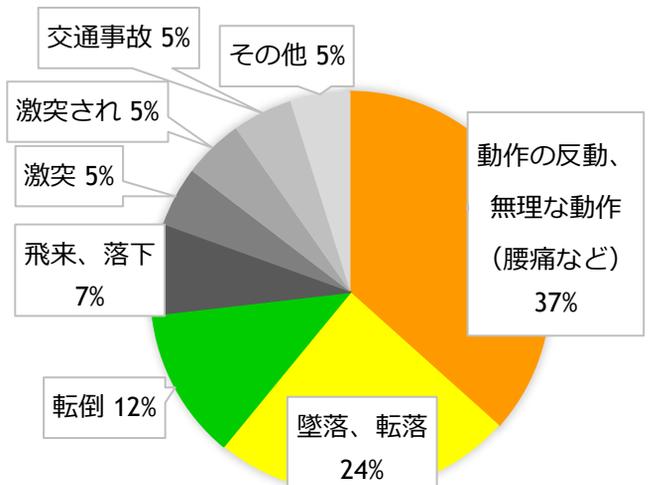
前年比

40%超の増加！

令和6年に発生した41件の災害内訳



被災者の年代



事故の型

高齢労働者の安全衛生対策

労働災害のうち、被災者が50歳以上の割合は約56%を占めています。
(令和6年 向島労働基準監督署管内の陸上貨物運送事業の災害)

特徴的な災害

対策例



転倒災害

- ・作業場所や事務所で転倒リスクのある場所を**総点検**する
- ・作業環境を改善し、**転倒リスクを減らす**
- ・**4S（整理・整頓・清掃・清潔）**を徹底する
- ・各労働者が転倒危険場所を認識し、安全行動を取れるよう、**安全衛生教育**を行う



腰痛災害

- ・**腰に負担の少ない作業方法**へ改善する
- ・定型作業をリフターや自動搬送装置により自動化する
- ・大きな物や重量物を持つての移動距離を極力短くする
- ・重量物を持つ際の腰痛対策について、労働者に**安全衛生教育**を行う

高齢労働者の安全衛生対策について



エイジフレンドリーガイドライン



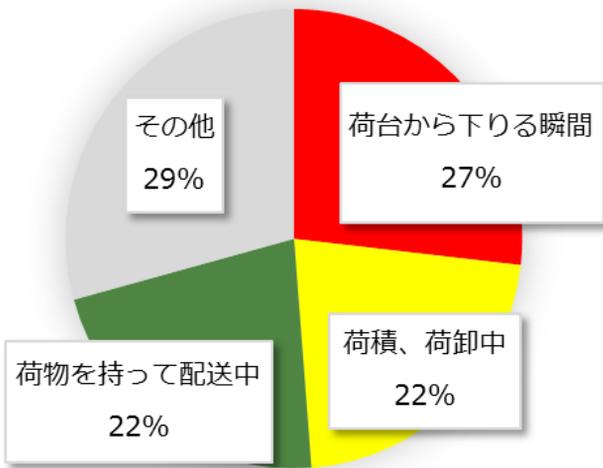
転倒予防・腰痛予防の取組



転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう



荷台から下りる際の災害防止



事故時の作業内容



荷台からの飛び降り
は危険です！



作業別では、荷台から下りる際に最も災害が発生しています。

対策として、以下の点を確認しましょう。

- ❑ 昇降設備を設けていますか（2t以上の貨物自動車では義務）
- ❑ 荷台から昇降する際、確実に昇降設備を使用していますか
- ❑ テールゲートリフターを昇降設備として使う場合は、中間位置で停止させてステップとして使用していますか
- ❑ 昇降設備がない場合は、両手・両足のうち3点により身体を支持（三点支持の確保）していますか
- ❑ 保護帽（墜落時保護用）・安全靴・手袋を着用していますか

リーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」



荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

■ トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

足を滑らせてリアバンパーから
転落



テールゲートリフターから
転落



必ず保護帽を着用しよう
荷台へのステップなど昇
降設備を設けましょう

■ トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害

固定ベルトを外した途端に多く
の角材が落下



ドラム缶とともに転落。
ドラム缶が被災者に直撃



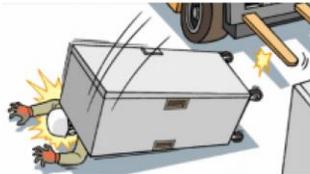
荷崩れしないよう、積み
付け時に、適切な固定・
固縛を行いましょう

■ フォークリフト使用時における死亡災害

歩行者立入禁止エリアにいた被
災者がフォークリフトと接触



フォークリフトアップ（上昇）時の
安全不確認により被災者がコールド
ロールボックスパレットの下敷きに



フォークリフトのオペ
レーターやその周囲の作
業者は、定められたルー
ルをしっかり守りましょ
う

■ トラックの無人暴走による死亡災害

坂道で動き出した無人トラック
を止めようとして轢かれる



積雪路面で無人トラックが動き出
し住宅ガレージの支柱に挟まれる



降車時には必ず逸走防止
措置（パーキングブレ
ーキ→エンジン停止→ギア
ロック→輪止め）を実
施しましょ

■ トラック後退時における死亡災害

トラックの後退誘導時にトラッ
クと電柱に挟まれる



トラックの荷役作業指示中に後
退してきた別のトラックに接触



後退誘導のルールを定め
ましょ
トラックを後退させるの
は後方確認ができるとき
だけにしましょ

荷役作業を安全に行えるよう、床の凹凸をなくしたり、明るくしたり、整理整頓を行うなどの基本的な対策も大切です

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインをご活用ください



経営トップによる安全衛生方針を表明しましょう！

労働災害防止に当たっては具体的な取組に先立ち、労働者の安全や健康を守るという**経営トップの強い意識**が極めて重要です。

労働災害防止に対する**経営トップによる安全衛生方針**を表明し、その方針に沿った取組みを労働者一人ひとりが**安全衛生宣言**として実践することにより、全員参加で労働災害の撲滅に取り組みましょう。



自動車運転者が安心して運転・荷役作業を行うために

自動車運転者が安心して作業を行うため、以下の事項に取り組みましょう！

- 労働基準法に基づく、**時間外労働及び休日労働の上限の遵守、過重労働の防止**
- 自動車運転者のための労働時間等の改善基準に基づく、**拘束時間・運転時間等の遵守**
- 交通労働災害防止ガイドラインに基づく、**労働時間管理・健康管理等の徹底**
- 荷役作業を行うことによる**疲労に配慮した十分な休憩時間の確保**
- 運転時間、荷役時間、荷待ち時間、休息期間、道路状況等を考慮した**到着時刻の設定**
- 荷主等に対する**長時間の荷待ちの解消、安全な荷役場所の確保、適正な運賃等の交渉**



時間外労働の上限規制
特設サイト はたらきかたスヌメ
(厚生労働省HP)



自動車運転者の長時間労働
改善に向けたポータルサイト
(厚生労働省HP)



職場のあんぜんサイト
「交通労働災害の現状と防止
対策」(厚生労働省HP)



トラック運転者の労働時間改善
に向けた荷主等への対策
(厚生労働省HP)



たしかめたん

2025年1月1日より、
労働者死傷病報告や定期健康診断結果
報告等の**電子申請が義務化**されます！
ご対応のほどお願いします！



電子申請の詳細はこちら

「東京労働局YouTube公式チャンネル」でショート動画を配信中
です！！

親しみやすいドット絵を使用した動画となっております。是非
ご視聴ください！



フォローをお願いします！



トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」